

喜多方市奨学資金ガイド

喜多方市では、本市出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与しています。ただし、貸与後には必ず償還（返済）の義務が発生します。

1 応募資格

次の要件をすべて満たし、所属学校長より推薦を受けた方

- 市内に引き続き１年以上住所を有していること。
- 成績が優秀で、健康であること。

※ 成績が優秀であることの基準

申込の時期	成績の基準
入学前申込（中学校３年生・高等学校３年生等）	入学時から申込時までの学業成績の評定（５段階法による）を全科目について平均した値が３.０以上で、進学後も特に優れた学業成績を収める見込みがあること。
在学申込（高等学校生・高等専門学校生の場合）	中学校における入学から卒業までの学業成績の評定（５段階法による）を全科目について平均した値が３.０以上であること。在学中の学校においても学業成績の低下が認められず、進級後も引き続き特に優れた成績を収める見込みがあること。
在学申込（専修学校生・専門学校生・短期大学生・大学生の場合）	高等学校における入学から卒業までの学業成績の評定（５段階法による）を全科目について平均した値が３.０以上であること。在学中の学校においても学業成績の低下が認められず、進級後も引き続き特に優れた成績を収める見込みがあること。

※ 健康の程度は、心身に障害や疾病がある場合であっても、学校の正規の修業期間を十分に耐えられる健康状態であれば健康であるとみなす。

- 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- 他の機関（福島県奨学資金、日本学生支援機構など）が行う貸与型の奨学資金を受けていないこと。

2 貸与期間及び貸与額

貸与する期間は、在学する学校の正規の修業期間です。

※ 休学または修学年限を過ぎても卒業できなかった場合は休止または停止になります。

区分	貸与月額	貸与時期
高 校	30,000円以内	本人の指定口座に毎月10日に振込となります。 (※振込日が土日・祝日の場合は前日に振込)
高等専門学校 専修学校 専門学校	40,000円以内	
短期大学 大 学	50,000円以内	

3 奨学資金の償還(返済)

卒業の1年後から15年以内に、納付書によりその全額を月賦、半年賦または年賦で償還(返済)しなければなりません。償還に関しては無利子となりますが、納付期限を過ぎても償還が完了しない場合は、年10%の割合で延滞金を徴収する場合があります。

また、奨学生が退学、あるいは奨学金を辞退または停止されたときは、その日の属する月の翌月の初日から6か月後に上記の方法により償還(返済)が開始になります。

4 応募方法

下記により、お申込みください。

◆ 募集期間

令和7年11月4日から令和7年12月26日 ※土日祝日を除く。

◆ 必要書類

① 奨学生願書

② 奨学生推薦調書(学校長の推薦調書)

※在学中の申込である方は、前学校(中学校又は高等学校)に作成を依頼してください。

③ 在学中の申込である方は、在学中の学校の成績が確認できる書類
(入学から申込時までのものを任意の様式で)

④ 所得証明書(世帯全員分) ※就学者は不要

◆ 申込み及び問合せ先

喜多方市教育委員会教育総務課教育総務係

電話番号 0241-24-5304

5 奨学資金の決定

提出書類に基づき、経済状況や学業成績等について喜多方市奨学生資格選考委員会で審査・選考を行い、決定します。例年、2月に結果を通知しています。

6 その他

- 奨学生に決定した場合は、毎学年末に、成績証明書を提出していただきます。
- 奨学資金の貸与には、必ず償還(返済)の義務が生じます。償還金は、後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものであることをご理解の上、お申し込みください。